実務解説

# 改正子会社株式簿価減額特例の実務ポイント

## 複雑な制度の再確認から令和４年度改正まで

KPMG税理士法人
税理士
吉岡伸朗

KPMG税理士法人
税理士
和泉義治

令和２年度税制改正で創設された子会社株式簿価減額特例は非常に複雑である。また，令和４年度税制改正においては，この規定の見直しとその遡及適用が提案されている。本稿では，子会社株式簿価減額特例の実務ポイントを再確認するとともに，令和４年度税制改正で留意すべきポイントを述べる。

## Ⅰ　子会社株式簿価減額特例の概要

### １　制度概要（令和２年度税制改正）

本制度は，令和２年度税制改正において，子会社から配当を受け取った後にその子会社株式を譲渡して譲渡損失を創出する租税回避行為を防止する措置として設けられた。

基本的な仕組みとして，内国法人が株式等の50％超を保有する子会社から受領する一事業年度の配当合計額（対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額）がその子会社株式の税務簿価の10％を超える場合に，その子会社株式の税務簿価から，その配当等の額のうち益金不算入相当額を減額する，つまり，子会社株式の税務簿価を切り下げるという制度である。これにより，利益剰余金を有する会社を買収した後に，その会社から免税配当を受けることで投下資本を回収し，その後その会社の株式を譲渡することにより他の所得と相殺可能な税務上の譲渡損を創出するというスキームが封じられた。

また，買収した子会社が自己株買いや資本の払戻しを行う場合なども同様の論点が生じうるが，このような場合も条件を満たせば子会社株式の税務簿価が切り下げられる結果，税務上の譲渡損の計上が制限されることになった。

なお，50％超の保有関係の判定のために，「特定支配関係」として，発行済株式又は配当等議決権等の50％超を直接又は間接に保有する場合等の関係が規定されている。

### ２　適用除外規定

子会社株式簿価減額特例には，適用除外規定が設けられており，以下のいずれかに該当する場合には，本制度の適用対象とならない，つまり，子会社株式の税務簿価を切り下げなくてよいこととされている。以下において，適用除外規定の概要を実務上の課題とともに簡潔に述べる。

#### ⑴　内国株主割合要件

内国法人である子会社が，設立時から特定支配日（配当を受領する内国法人が配当支払法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日）までの間，当該親会社である内国法人や他の内国法人株主，日

本居住者株主等に発行済株式の90％以上を保有されており，これを証する書類が保存されていること

［実務上の課題］

判定対象期間が設立時から特定支配日までとされており，設立から長い年月が経っている場合には証明書類が残っていない場合があり，この要件の充足ができないケースがある。

また，後記３の適用回避防止規定の適用の結果，この要件が無効化される可能性もあり，配当支払法人が自社と特定支配関係がある他の法人を合併・分割型分割により承継した場合や，配当支払法人が自社と特定支配関係がある他の法人（孫会社等）を有している場合には，適用回避防止規定の適用についての検証が必要となる。

### ⑵　特定支配日利益剰余金額要件

受領した配当が，所定の計算方法により算出された「特定支配日以後に生じた利益」を原資とした配当であり，これを証する書類が保存されていること

［実務上の課題］

所定の計算方法として，「特定支配日以後に生じた利益」を計算するとしながらも，「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」と「受領する配当に関する決議日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」を比較して「特定支配日以後に生じた利益」（配当原資）を算出するルールとなっており，配当支払法人の直前事業年度末後に生じた期中増加利益から配当される場合に，「特定支配日以後に生じた利益」からの配当としてカウントされず，配当支払時期のコントロールが必要となるケースがあった。この点について，後記Ⅱの令和４年度税制改正がなされることになる。

また，⑴で述べた合併・分割型分割の場合及び孫会社等を有している場合に係る適用回避防止規定についての適用関係の検証及び本要件の計算式の修正計算など複雑な計算が必要となる場合がある点も実務者の負担となっている。

### ⑶　10年超支配要件

特定支配日からその対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超えること

［実務上の課題］

⑴で述べた合併・分割型分割の場合及び孫会社等を有している場合に係る適用回避防止規定により，この要件が無効化される可能性があり，適用回避防止規定の適用についての検証が必要となる場合がある。

### ⑷　金額要件

対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額が2,000万円以下であること

## ３　適用回避防止規定

子会社株式簿価減額特例は，自社が直接保有している子会社から「特定支配日前に生じた利益」を原資としたその子会社株式の税務簿価の10％を上回る対象配当等の額を受領する場合に適用される。そのため，上記２の適用除外規定の対象となる既存子会社に，適用除外規定の対象とならない買収した子会社の利益剰余金を組織再編成により移転して配当をさせることや，既存子

会社又は新設持株会社を経由して適用除外規定の対象とならない子会社を買収した後，これらの会社経由で配当を受領することで，本制度の適用を回避することが想定される。そこで，これらの行為を防止するための規定が設けられている。

### ⑴　子会社が合併又は分割型分割による合併法人又は分割承継法人となる場合（被合併法人又は分割法人も自社が特定支配関係を有する子会社である場合）の適用回避防止規定

適用除外規定の対象とならない子会社（関係法人）を被合併法人として，例えば，内国株主割合要件又は10年超支配要件を満たす他の子会社を合併法人とする合併を行うことにより，本制度の適用を回避することを防止する規定である（分割型分割の場合も同様）。

この場合，以下の取扱いがなされる。

① 当該他の子会社である配当支払法人は内国株主割合要件及び10年超支配要件を充足しないこととされる（金銭等不交付の合併・分割型分割以外の合併・分割型分割の場合を除く）。

② その合併又は分割型分割が当該他の子会社である配当支払法人のその対象配当等の額に係る決議日等の属する事業年度開始の日前に行われたものである場合には，関係法人支配関係発生日利益剰余金額のうち当該合併により引き継がれた利益剰余金の額に達するまでの金額（当該分割型分割の場合には，関係法人支配関係発生日利益剰余金額のうち当該分割型分割直前の当該関係法人の利益剰余金の額に達するまでの金額に，当該分割型分割により当該関係法人から当該配当支払法人に引き継がれた利益剰余金の額が当該分割型分割の直前の当該関係法人の利益剰余金の額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）を，特定支配日利益剰余金額要件の計算上，当該配当支払法人の「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」に加算する。

③ 上記①又は下記⑵①を適用しないものとしたならば当該配当支払法人が内国株主割合要件又は10年超支配要件を充足する場合には，当該合併又は分割型分割が行われなければ当該配当支払法人から受ける配当については本制度の適用がないため，特定支配日利益剰余金額要件の計算上，当該配当支払法人の「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」はゼロとされ，また，下記５の簿価切下げ計算の特例規定の適用上，その合併又は分割型分割の日が特定支配日とみなされる。

### ⑵　子会社が一定の要件を満たす孫会社から配当を受けた場合の適用回避防止規定

子会社が適用除外規定の対象とならない子会社である場合に，親会社がその子会社との資本関係の間に，例えば，内国株主割合要件又は10年超支配要件を満たす他の子会社を入れることにより，本制度の適用を回避することを防止する規定である。

この場合，以下の取扱いがなされる。

① 当該他の子会社である配当支払法人は内国株主割合要件及び10年超支配要件を

充足しないこととされる。

② 当該他の子会社である配当支払法人が孫会社から特定支配日等以後に配当等の額を受けたことにより生じた収益の額の合計額を，特定支配日利益剰余金額要件の計算上，当該配当支払法人の「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」に加算する。

③ 上記①又は上記⑴①を適用しないものとしたならば当該他の子会社である配当支払法人が内国株主割合要件又は10年超支配要件を充足する場合には，当該孫会社配当を受領していなければ当該配当支払法人から受ける配当については本制度の適用がないため，特定支配日利益剰余金額要件の計算上，当該配当支払法人の「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」はゼロとされ，また，下記５の簿価切下げ計算の特例規定の適用上，当該他の子会社が孫会社から特定支配日等以後最初に配当等の額を受けた日が特定支配日とみなされる。

## ４ 適用回避防止規定の不適用

ただし，下記の場合には，適用回避防止規定の適用がないこととされている。

### ⑴ 子会社が合併又は分割型分割による合併法人又は分割承継法人となる場合の適用回避防止規定

配当を受領する内国法人（親会社）が，被合併法人又は分割法人である関係法人との関係において，次のいずれかに該当する場合

① 内国法人である関係法人（被合併法人又は分割法人）が，その設立の時からその親会社である内国法人が当該関係法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日までの期間を通じて内国株主割合が90％以上であり，かつ，当該親会社である内国法人がこれを証する書類を保存している場合

② 親会社である内国法人がその関係法人（外国法人を含む）との間に最後に特定支配関係を有することとなった日からその対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超える場合

［理由］親会社である内国法人が当該被合併法人又は分割法人である関係法人から直接配当を受けたとしても本制度の適用がないため

### ⑵ 子会社が一定の要件を満たす孫会社から配当を受けた場合の適用回避防止規定

配当を受領する内国法人（親会社）が，孫会社等である関係法人及び他の関係法人との関係において，次のいずれかに該当する場合

① 内国法人であるその関係法人及び他の関係法人（孫会社等）のすべてが，その設立の時からその親会社である内国法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日までの期間を通じて内国株主割合が90％以上であり，かつ，これを証する書類を当該親会社である内国法人が保存している場合

② 親会社である内国法人とその関係法人及び他の関係法人（外国法人を含む孫会社等）のすべてが当該親会社である内国

法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日から，当該親会社である内国法人がその対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超える場合

［理由］親会社である内国法人が当該孫会社である関係法人から直接配当を受けたとしても本制度の適用がないため

## 5　簿価切下げ計算の特例規定

子会社株式簿価減額特例には，簿価切下げ計算の特例規定が設けられている。具体的には，一定の添付・保存要件を満たした場合には，子会社株式の税務簿価から減額することとなる金額を，対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額のうち益金不算入相当額とするのではなく，対象配当等の額及び同一事業年度内配当等の額の合計額のうち特定支配後増加利益剰余金額超過額（「特定支配前の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」から配当を受けたものとして税法の規定により算出された金額）に達するまでの金額（益金の額に算入されない金額に限る）とすることができるものとされている。

なお，この特例規定における計算は大きく５パターンに分類される。

⑴　いずれの適用回避防止規定も適用されない場合

［特例規定における計算の内容］

上記のとおり。

⑵　合併・分割型分割の適用回避防止規定が適用される場合で⑶に該当しない場合

［特例規定における計算の内容］

関係法人支配関係発生日利益剰余金額のうち当該合併により引き継がれた利益剰余金の額に達するまでの金額（当該分割型分割の場合には，関係法人支配関係発生日利益剰余金額のうち当該分割型分割直前の当該関係法人の利益剰余金の額に達するまでの金額に，当該分割型分割により当該関係法人から当該配当支払法人に引き継がれた利益剰余金の額が当該分割型分割の直前の当該関係法人の利益剰余金の額のうちに占める割合を乗じて計算した金額）を，当該配当支払法人の「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」に加算する。

⑶　合併・分割型分割の適用回避防止規定が適用される場合で，上記３⑴①又は３⑵①を適用しないものとしたならば，配当支払法人が内国株主割合要件又は10年超支配要件を満たしている場合

［特例規定における計算の内容］

上記⑵に加え，当該配当支払法人の「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」をゼロとし，その合併又は分割型分割の日を特定支配日とみなす。

⑷　孫会社配当の適用回避防止規定が適用される場合で⑸に該当しない場合

［特例規定における計算の内容］

子会社である配当支払法人が孫会社から特定支配日等以後に配当等の額を受けたことにより生じた収益の額の合計額を，当該配当支払法人の「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」に加算する。

⑸　孫会社配当の適用回避防止規定が適用

される場合で，上記３⑴①又は３⑵①を適用しないものとしたならば，配当支払法人が内国株主割合要件又は10年超支配要件を満たしている場合

［特例規定における計算の内容］

上記⑷に加え，当該配当支払法人である子会社の「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」をゼロとし，その子会社が孫会社から特定支配日等以後最初に配当等の額を受けた日を特定支配日とみなす。

## Ⅱ　令和４年度税制改正の内容

### １　適用除外規定（特定支配日利益剰余金額要件）の見直し

#### ⑴　現行制度の状況

この適用除外規定は，配当を行った後の子会社の利益剰余金の額が特定支配日の利益剰余金の額を下回らない状態にある場合には，その配当は親会社が子会社を取得した後に生じた利益を原資としたものであると考えることが可能であるため，一定の書類の保存を要件として，子会社株式簿価減額特例を適用しないこととした規定である。

特定支配日利益剰余金額要件の判定は，「特定支配日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」と，「受領する配当に関する決議日の直前に終了した配当支払法人の事業年度末の貸借対照表に計上されている利益剰余金の額」から「一定の期間に株主が受ける配当等に対応して減少した利益剰余金額の合計額」を控除した金額を比較することにより行うこととされている。

この計算においては，上記の「一定の期間」中に増加した利益剰余金は，形式的に考慮されないことになっているため，租税回避の意図はなくとも，期中増加利益を原資とした期中配当が子会社株式簿価減額特例の対象となり，円滑な資金還流の阻害要因となることが指摘されていた。

#### ⑵　改正の内容

現行制度の状況を踏まえ，子会社の配当に関する決議日の直前に終了した事業年度（直前事業年度）終了の日の翌日から対象配当等の額を受けるまでの期間（対象期間）内にその子会社の利益剰余金が増加した場合において，対象期間内に株主等が受ける配当等に係る基準時のいずれかがその翌日以後であるときは，直前事業年度の貸借対照表に計上されている利益剰余金に期中増加利益剰余金額（対象期間内に増加した子会社の利益剰余金と対象期間内に株主等が受ける配当等の額に応じて減少した利益剰余金の額の合計額）を加算することができることとされる。

ただし，上記規定の適用は，以下を証する書類を保存している場合に限られている。

- 期中増加利益剰余金額
- 特定支配前の期中増加利益剰余金額（特定支配日の属する事業年度開始の日から特定支配日の前日までの期間（特定支配前対象期間）内にその子会社の利益剰余金の額が増加した場合において，その子会社の株主等がその子会社から受ける配当等の額（その基準時が特定支配前対象期間内にあるものに限る）があるときにおけるその特定支配前対象期間内に増加

【図表１】適用除外規定（特定支配日利益剰余金額要件）―改正案における調整措置のイメージ図

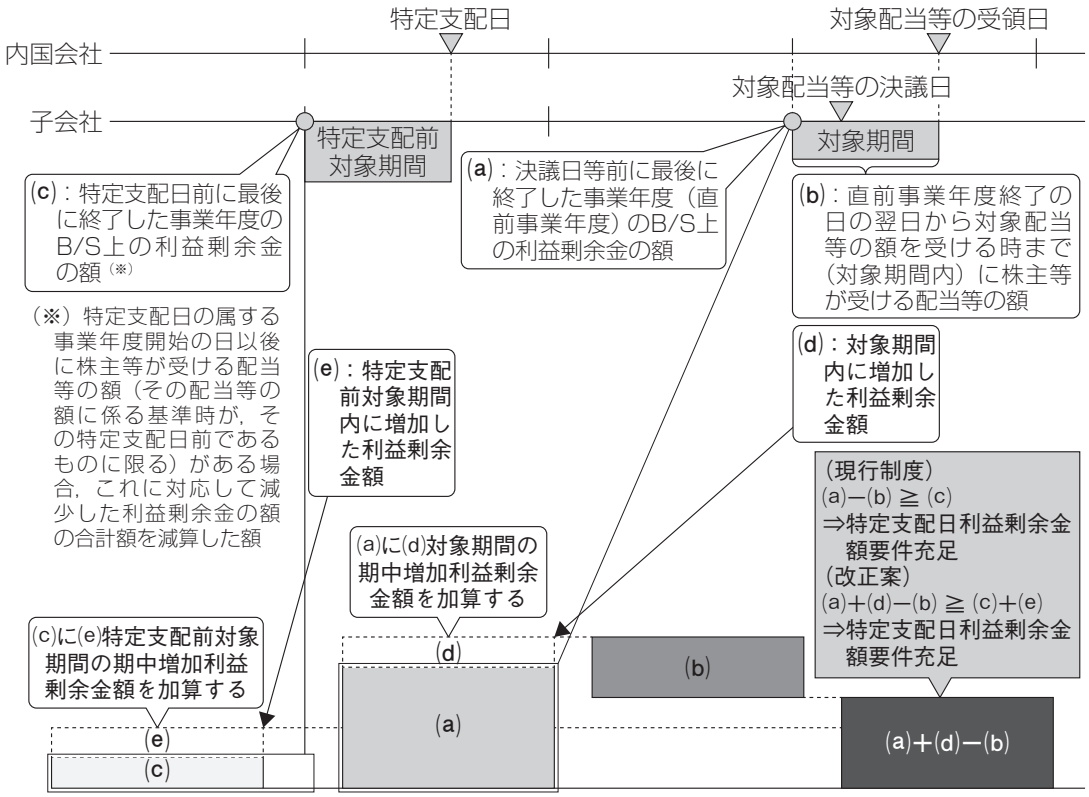


したその子会社の利益剰余金の額と当該特定支配前対象期間内にその子会社の株主等がその子会社から受ける配当等の額に対応して減少したその子会社の利益剰余金の額の合計額をいう）

なお，この改正点は，納税者が特定支配日利益剰余金額要件の判定上，期中増加利益剰余金額を加算するか否かの選択ができることとされており，強制的に適用される規定ではない。

**図表１**において，判定イメージを図示している。

対象配当等後の利益剰余金の額は，直前事業年度の貸借対照表上の利益剰余金の額(a)から対象期間内の配当等の額の合計額(b)を控除することに加えて，期中増加利益剰余金額(d)を加算した金額とされている。

また，この場合の比較対象となる特定支配日利益剰余金額は，特定支配日前に最後に終了した事業年度の貸借対照表上の利益剰余金の額から特定支配日の属する事業年度開始の日から配当受領日までの配当等の額の合計額を控除した金額(c)に，特定支配前対象期間の期中増加利益剰余金額(e)を加算することとなる。

この例においては，これらの要素を考慮した結果，(a)＋(d)－(b)≧(c)＋(e)となるため，特定支配日利益剰余金額要件を満たすこととなり，子会社株式簿価減額特例の対象外となる。

なお，前述のとおり，この規定の適用に際しては，それぞれの期中増加利益剰余金

額に関して「証する書類」を保存している場合に限られることから，「証する書類」の具体例が通達で明らかにされることが期待される。

また，当然のことながら，簿価切下げ計算の特例規定でも同様の措置が講じられるものと予想されるため，３月末に公布される予定の改正後の条文（政令）を確認する必要がある。

## ２　適用回避防止規定の見直し

### ⑴　現行制度の状況

子会社が孫会社から配当を受けた場合の適用回避防止規定については，上記Ⅰ４⑵のとおり，親会社である内国法人と孫会社等である関係法人及び他の関係法人との関係において，孫会社等が内国法人の場合として，「その関係法人及び他の関係法人のすべてが，その設立の時からその親会社である内国法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日までの期間を通じて内国株主割合が90％以上であり，かつ，これを証する書類を当該親会社である内国法人が保存している場合」，又は，孫会社等が外国法人も含む場合として，「親会社である内国法人と，その関係法人及び他の関係法人のすべてが当該親会社である内国法人との間に最後に特定支配関係を有することとなった日から，当該親会社である内国法人がその対象配当等の額を受ける日までの期間が10年を超える場合」には，現行制度の下では発動しないこととされている。

しかし，産業界からは，例えば，外国の持株会社経由で自ら出資設立して事業運営している外国孫会社からの配当を原資とした当該外国持株会社から受ける配当が，本適用回避防止規定の対象から除かれない結果となる（つまり簿価切下げが生じてしまう）ことから，本適用回避防止規定の見直しを求める声が挙がっていた。

### ⑵　改正の内容

上記産業界の声も踏まえ，次のいずれかに該当する場合には，子会社が孫会社から配当を受けた場合の適用回避防止規定を適用しないこととされる。

①　対象配当等の額に係る基準時以前10年以内に子会社との間にその子会社による特定支配関係があった法人（孫会社等）のすべてがその設立時から当該基準時まで継続してその子会社による特定支配関係がある法人（継続関係法人）である場合（その子会社又は孫会社等を合併法人とする合併で，継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除く）

②　次のいずれにも該当する場合

- 親会社と孫会社との間に，その孫会社の設立時からその孫会社から子会社に支払う配当等の額に係る基準時まで継続して親会社による特定支配関係がある場合
- 当該基準時以前10年以内にその孫会社との間にその孫会社による特定支配関係があった法人（ひ孫会社等）のすべてが設立時から当該基準時まで継続してその孫会社による特定支配関係がある法人（継続関係法人）である場合（その孫会社又はひ孫会社等を合併法人とする合併で，継続関係法人でない法人を被合併法人とするものが行われていた場合等を除く）

子会社が孫会社から配当を受けた場合の適用回避防止規定の発動が生じないケース

**【図表２】適用回避防止規定の不適用（配当の場合）―改正案における支配関係のイメージ図**

① 対象配当等の額の基準時以前10年以内に子会社による特定支配関係があった孫会社等のすべてが，その設立の時からその基準時までその子会社により継続して支配されている会社（①において「継続関係法人」という）である場合（一定の合併が行われていた場合等を除く）

② 次のいずれにも該当する場合
- 親会社と孫会社との間に，その孫会社の設立時からその孫会社から子会社に支払う配当等（関係法人配当等）の額の基準時まで親会社による継続支配がある場合
- その関係法人配当等の額の基準時以前10年以内に孫会社による特定支配関係があったひ孫会社等のすべてが，その設立の時からその基準時までその孫会社により継続して支配されている会社（②において「継続関係法人」という）である場合
（一定の合併が行われていた場合等を除く）

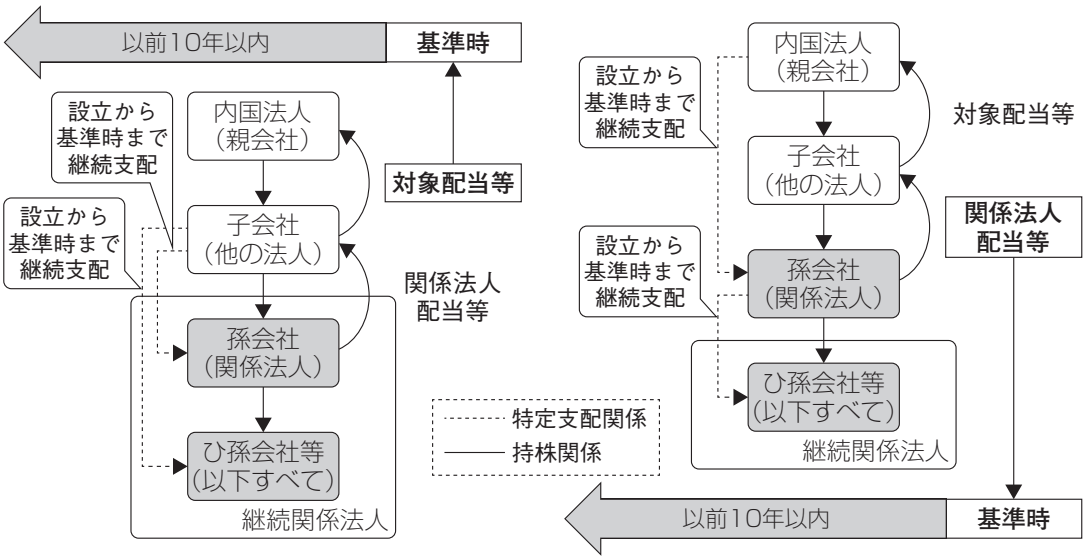


のイメージを**図表２**において図示しているので参照されたい。

なお，上記１，２ともに，令和２年４月１日以後に開始する事業年度において受ける対象配当等の額に適用され，この制度が導入された年度に遡って適用されるという点が通常の改正と異なるため，留意が必要である。

**Profile**

**吉岡　伸朗**（よしおか　のぶあき）
KPMG税理士法人　パートナー　税理士
関西学院大学商学部卒。01年にKPMGピートマーウィック（現KPMG税理士法人）大阪事務所に入所。05年に東京事務所に移籍後は，日系含む多国籍企業に対し国際的な組織再編案件・M&A案件等に係る税務アドバイスに従事。専門は，米州，欧州及びアジア諸国をはじめとする多国間にまたがる税務アドバイザリー，海外中間持株会社，海外金融会社等に対する国際税務アドバイザリー，国際的M&A取引，グループ内組織再編に係る税務アドバイザリー，税務ガバナンス体制構築アドバイザリーなど。

**Profile**

**和泉　義治**（いずみ　よしはる）
KPMG税理士法人　パートナー　税理士
同志社大学経済学部卒。01年にKPMGピートマーウィック（現KPMG税理士法人）に入所。08年KPMGアムステルダム事務所（オランダ），14年から16年までKPMGレディング事務所（英国）に駐在。現在，主に国内外のM&A案件に係る税務アドバイス業務，組織再編に関する税務アドバイス業務に従事している。著書に『イスラエルビジネスガイドブックービジネス環境・法務・税務』（商事法務，2021年，共著）。